

# 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークVR動画コンテンツ制作業務委託仕様書

## 1 業務の目的

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークは令和9年度に登録10周年を迎え、記念イベントを実施予定である。本業務では、国内外の幅広い層に向けた魅力発信及びエコパークエリア内への誘客促進により、登録10周年に向けた機運醸成を図るため、デジタル技術を活用したPRコンテンツ等を制作する。

## 2 業務の名称

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークVR動画コンテンツ制作業務

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

## 4 VR動画コンテンツのコンセプト

- (1) 単なる解説ではなく、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの豊かな生態系や歴史・文化などの魅力をストーリー性を持たせて伝え、実際に「本物」への誘客促進に寄与する内容とすること。
- (2) VRの強み・技術を生かした時間・空間の移転等の演出により、映像を見ている人があたかもその場所にいるような臨場感・没入感のあるVR動画コンテンツを制作すること。
- (3) 利用者に最後まで見てもらえる仕掛けと適正なコンテンツ量に配慮すること。

## 5 業務の概要

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの宮崎県側3市町（延岡市、高千穂町、日之影町）のエリア内において、認知度向上及び魅力発信に向けた環境を整えるため、以下の業務を実施するものとする。

- (1) VR動画コンテンツ制作
  - ① 本業務の目的及びコンセプトを踏まえ、高精細（4K以上）かつ360°の映像を制作すること。
  - ② ストーリー性を持たせ、1コンテンツあたり1分、3分、5分バージョン3パターンの映像を10本以上制作すること。動画の再生時間については目安であり、企画に応じた最適な再生時間とすること。
  - ③ 企画構成に基づき、VR動画の制作に必要な映像を取得する。新規に撮影するほか、既存の映像を購入して仕入れることも可とする。なお、撮影又は映像取得に際し、使用料等が発生する場合は、受託者が負担するものとする。
  - ④ VR動画コンテンツには必要に応じ、動画の題名、名称、BGM等を挿入し、適宜

ナレーション、字幕、CGなどを活用し、視聴者が理解しやすい内容であること。一般の方が不快に感じるイメージ、言葉、その他の表現でないこと。BGM等用の音楽素材の使用に関して、基本的にオリジナル又はフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いを含めた一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。

- ⑤ VR動画コンテンツは、外国人観光客に配慮し、ナレーションや字幕の表示等は、4か国語（日本語、英語、中国語、韓国語）の言語から選択できること。多言語版作成にあたっては、日本語版を単に翻訳するのではなく、外国人目線で魅力が伝わる内容とすること。

翻訳の方法（字幕、ナレーション等）については、県と協議を行うこと。

- ⑥ 制作にあたり他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないこと。一般の個人が写る場合は、顔が映らない処理を加える、本人から使用許諾を書面で得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。
- ⑦ VR動画コンテンツはGoogle等を着用しなくても視聴できるよう編集を行うこと。また、WEBサイトやYouTube等で再生できるファイル形式とすること。
- ⑧ 動画制作にあたっては、関係者と調整しながら制作を行うこと。

## (2) 視聴環境の整備

- ① 制作したVR動画コンテンツの視聴に必要なVRゴーグルを納品すること。受託者は、委託者が指定する者（県の職員等）に対し、基本的なVR動画操作方法の指導を行うこと。併せて操作マニュアルを作成すること。
- ② VR動画コンテンツの提供にあたって、常設スタッフが不在でも利用できるよう、利用者が使用方法等を理解し、かつ混雑による回転率の悪化を防ぐよう、解説や案内の方法について提案し、必要な解説文や案内板を作成すること。なお、この解説文等は外国人観光客にも対応したものとすること。
- ③ インターネットに非接続状態にてVR動画コンテンツの全機能が利用できること。
- ④ モニター等を用いて上映・視聴している内容を周囲が視聴できること。

## (3) 安全対策等

- ① VR動画コンテンツ視聴設備を導入した場合における、使用者の安全対策等について提案すること。
- ② VR動画コンテンツ特有の「VR酔い」や、VRゴーグル等を用いた子供の利用についての対応を提案すること。
- ③ セキュリティワイヤーなど盗難防止対策を行うこと。なお、対策は利用者の使用感に配慮したものとすること。

## (4) 保守管理、その他付随する業務

- ① 完成後に必要となる運用・保守管理のマニュアルを作成すること。

- ② 必要と思われる導入後の保守管理経費を計算し提示すること。なお、保守管理経費が最小となるようVR動画コンテンツ・視聴設備全体の設計を工夫すること。極力、経常経費がかからないようにすること。
- ③ 概ね今後3年間、委託者が視聴可能人員を追加する場合に、機材の追加のみで対応ができるような仕組みとし、その際の手順もマニュアルに記載すること。
- ④ 概ね今後3年間、委託者がコンテンツの追加や改良、拡充を実施する場合に、成果品を加工できるように、制作時の仕様等を明らかにすること。

(5) 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。VRゴーグルを必要としない、パソコンやスマートフォン画面上での疑似体験を作り出す手法を活用し、視聴者の関心喚起、外国人観光客への訴求力強化等に資する工夫がある場合は、積極的に評価の対象とする。（AIやXR、インタラクティブ映像等の先進技術や演出手法等）

ただし、提案限度額内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

(6) 業務実施にあたっての留意事項

- ① 契約締結後、事業完了までのスケジュール（事業計画書）を提出し、県の承認を得て業務を実施すること。
- ② 動画の構成、撮影・編集方針等について、事前に県と打ち合わせを行うこと。
- ③ 本業務の進め方の協議や進行管理、成果等について、常に委託者と連携を図り、情報共有しながら適切な業務が遂行すること。原則として、業務開始から毎月1回以上、委託者に対して定期的に報告し、必要に応じ協議を行うこと。
- ④ 受託者は仮編集時及び納入前の段階で、必ず、県によるプレビュー（映像によるチェック）を受けること。プレビューの結果、修正が生じた場合、受託者は速やかに映像の修正を行うこと。

## 6 成果物

以下の成果物を令和8年3月31日までに納品すること。電子媒体については不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

- (1) VR動画コンテンツ（VR動画コンテンツ用、YouTube公開用、宮崎県公式観光サイト「みやざき観光ナビ」公開用）データ（①～③）を収録した電子媒体（DVD-R等） 1枚
  - ① VRゴーグル再生用データ形式
  - ② インターネット動画サイトアップロード可能データ形式
  - ③ DVDプレーヤー再生可能データ形式※成果品の所有権、著作権、利用権は宮崎県中山間・地域政策課に帰属する。
- (2) VRゴーグル等コンテンツ視聴に必要な機材・備品 4セット以上

- (3) 操作マニュアル 紙媒体1部、電子媒体1部
- (4) システム構成表 紙媒体1部、電子媒体1部
- (5) 本業務で制作したすべてのデータ並びに汎用フォーマット形式の3次元データ及び付帯データ（テクスチャ素材など） 電子媒体1部
- (6) 業務実施報告書 紙媒体1部、電子媒体1部

## 7 その他

- (1) 本仕様書により制作された成果品の著作権は、宮崎県に帰属する。受託者は、納品する成果品について、著作者人格権を行使しないこととする。  
なお、本成果物の制作に本契約に関係なく従前から受託者または第3者に帰属している著作物を利用する場合は、当該著作物の著作権に関しては受託者または第3者に帰属される。
- (2) 成果物納品後、操作説明を行うこと。使用者から操作についての問い合わせがあったときは、随時対応すること。
- (3) 業務完了後、速やかに業務完了届を提出すること。
- (4) 仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、宮崎県中山間・地域政策課と適宜協議を上、決定すること。
- (5) 本事業で得られた情報については、宮崎県中山間・地域政策課の許可なくして流用してはならない。